



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人菊武学園は、女性活躍推進法に基づき、すべての女性教職員が活躍できる職場環境を整備するとともに、それぞれの役割の中で個性や能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容

目標1 女性教職員の活躍推進に向けた取り組みを進め、職場風土の活性化を促す。

<目標達成のための取り組み>

- 令和4年 4月～ 女性教職員に対し、女性の活躍に関する意識調査を行う。
- 令和4年 7月～ 意識調査の結果を踏まえ、現状における女性の活躍推進に向けて取り組むべき課題と今後の方向性について検討・見直しを行う。
- 令和4年10月～ 女性教職員が生き生きと仕事に取り組める環境づくりを進め、個々の能力を最大限に発揮できる組織風土の醸成に努める。
- 令和5年 4月～ 女性の活躍推進に向けたキャリア形成に取り組む。
- 令和5年10月～ 女性教職員が各校・各部署の管理職として活躍できる職場環境を構築する。

目標2 教職員における管理職に占める女性の割合を現状（32%）以上にする。

<目標達成のための取り組み>

- 令和5年 4月～ 女性教職員の管理職に対する意識醸成を図るため、自己啓発研修や外部研修等への積極的な参加を促進する。
- 令和5年10月～ 各校において、女性教職員の管理職登用に関する現状及び課題等を把握するとともに、女性の管理職候補者の育成を目指す。
- 令和6年 4月～ 女性の管理職候補者の業務経験や業務適性等を検討し、女性管理職への登用を推進する。
- 令和6年 7月～ 女性の管理職候補者に対して昇任への意欲喚起を促し、管理職に占める女性教職員の割合の向上を目指す。

※管理職とは、以下の役職にある者をいう。

教育職員：大学・短期大学は学科長、高等学校は主幹、専門学校は教頭、
幼稚園・保育園は副園長補佐以上の役職

事務職員：各校・各部署の課長、事務長以上の役職

3. 女性の活躍に関する情報公表（令和4年3月1日現在）

<女性教職員に対する職業生活に関する機会の提供>

●教職員に占める女性の割合：教育職員43%、事務職員61%、全体49%

●女性管理職の人数：教育職員5人、事務職員6人

管理職に占める女性の割合：教育職員31%、事務職員33%、全体32%

以 上